

大網白里市有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大網白里市有料広告掲載要綱（平成23年大網白里市告示第3号。以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する広告掲載の基準について定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬいため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告掲載審査の考え方)

第3条 要綱第10条に規定する大網白里市有料広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）が広告掲載の可否について審査する場合、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、掲載枠数、掲載期間、広告内容、デザイン等に関する事項は、募集する広告ごとに定めることとする。

(規制業種等)

第5条 次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業
- (2) 前号の風俗営業に類すると判断される業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
- (4) たばこの製造に係る業種
- (5) ギャンブルに係る業種（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づく当せん金付証票の発売に関するものは除く。）
- (6) 社会問題を起こしている業種又は事業者

- (7) 法令等の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続中の事業者
- (9) 各種法令等に違反している事業者
- (10) 行政機関から行政指導を受けたにもかかわらず、改善がなされていない事業者
- (11) 占い又は運勢判断に関するもの
- (12) 興信所、探偵事務所等
- (13) 債権取立て、示談引受け等を行う事業者
- (14) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく
市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又
は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、
実質的に処理料金を徴収するものも該当する）

- (15) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する
法律（平成15年法律第83号）に基づくインターネット異性紹介事業を行う事
業者
- (16) 違法又は不当な行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの
- (17) 市の指名停止措置を受けているもの
- (18) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反している
もの
- (19) その他市の広告媒体に広告掲載することが適当でないと認められる業種又は事
業者

（掲載基準）

第6条 次の各号に定める広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービ
スを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広

告を含む。)

- (6) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、公衆を惑わせ、又は公衆に不安を与えるおそれのあるもの
- (8) 第三者の氏名、写真等を無断で使用するもの及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの
- (10) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (11) 国内世論が大きく分かれているもの
- (12) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）

根拠のない表示や誤認を招くような表現（根拠となる資料を要する）

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が（これが）最後のチャンス！（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 虚偽の内容を表示するもの

エ 法令等で認められていない業種・商法・商品

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 責任の所在が明確でないもの

キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

ク 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

ケ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの

コ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

サ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等の推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(13) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用や売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの
- イ 醜悪、残虐又は猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
- ウ 性に関する表現で、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの
- エ 犯罪を誘発するおそれがあるもの
- オ 社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(14) その他日本新聞協会が定めた「新聞広告倫理綱領」の趣旨に基づく「新聞広告掲載基準」に抵触するもの

(屋外広告物に関する景観上の基準)

第7条 屋外広告物の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、街の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名又は商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色又は金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 景観と著しく違和感があるもの
- (4) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (5) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- (6) 地域のルール及び慣習によって形成してきた景観や文化にそぐわないもの
- (7) 地区計画等において景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの

(市ホームページに関する基準)

第8条 市が管理するホームページに掲載する広告に関しては、ホームページ内のWEBページに表示される広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

(業種ごとの基準)

第9条 広告媒体を所管する課等は、広告を掲載しようとするときは、次の各号に掲げる業種ごとの基準に基づき事前に内容等を検討のうえ、委員会に諮るものとする。

(1) 人材募集広告

ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。

イ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：「1か月で確実にマスターできる。」等

(3) 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率等の実績を掲載する場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年もあわせて表示する。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

(4) 外国大学の日本校

当該大学は、日本の学校教育法に定める大学でない主旨を明確に表示する。

(5) 資格講座

ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならぬという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示すること。

イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(6) 病院、診療所、助産所

医療法（昭和23年法律第205号）、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。

イ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載しない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

ア 薬事法（昭和35年法律第145号）及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

イ 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。

ウ 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。

(9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

ア 健康増進法（平成14年法律第103号）、薬事法、食品衛生法（昭和22年法律第233号）並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

イ 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。

ウ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。

エ 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署及び食品担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。

(10) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（老人保健施設を除く。）

(ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

(イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(ウ) その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：「大綱白里市事業受託事業者」等

イ 介護老人保健施設

介護保険法の規定により広告できる事項以外は掲載しない。

ウ 有料老人ホーム（アに規定するものを除く。）

(ア) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ウ) 公正取引委員会の「有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

エ 有料老人ホーム等の紹介業

(ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(イ) その他利用にあたって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(11) 墓地等

都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。ただし、すべての項目の記載が困難な場合は、掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：「早い者勝ち、残り戸数あとわずか」等

(13) 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(14) 旅行業

- ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。
- イ 不当表示に注意する。
例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の「写真」の掲載等

- ウ その他広告表示について旅行業法第12の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

(15) 通信販売業

- 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）及び同法施行規則（昭和51年通商産業省令）に反しないこと。

(16) 雑誌・週刊誌等

- ア 適正な品位を保った広告であること。
- イ 見出しや写真の表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- ウ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- エ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- オ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- カ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度をもった配慮のある表現であること。
- キ 公の秩序や善良な風俗に反する表現がないものであること。

(17) 映画・興業等

- ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。
- イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

オ ショッキングなデザインは使用しない。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(18) 古物商・リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 一般廃棄物処理業に係る許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など

(19) 結婚相談所・交際紹介業

ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(20) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

(21) 募金等

ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

イ 下記の主旨を明確に表示すること。

例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」等

(22) 質屋・チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：「〇〇〇のバッグ 50,000円」、「航空券 東京～福岡 15,000円」等

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(23) 金融商品

ア 投資信託等

(ア) 将来の利益が確実・保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。

(イ) 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。

イ 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（F X）等

(ア) 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることは必ず明記すること。

(イ) 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらにあおるものでないこと。

(ウ) 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。

ウ その他金融商品

当該金融商品の内容に応じ、本項ア及びイの規定を準用する。

(24) トランクルーム及び貸し収納業者

ア トランクルームは国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。

イ 貸し収納業者は会社名以外にトランクルームの名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

(25) ダイヤルサービス

“ダイヤルQ 2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

(26) その他、表示について注意を要すること

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

イ 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加・体験できるもの

別途追加費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります。」等

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連

絡先の両方を明示する。

連絡先については固定電話とし、携帯電話、P H S のみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

才 肖像権・著作権

無断使用がないか確認をする。

力 宝石の販売

虚偽の表現に注意 削除（公正取引委員会に確認の必要あり。）

例：「メーカー希望価格の 50 %引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない。）等

2 前項の各号において規定する広告に明示すべき事項について、媒体の種類により全ての項目の記載が困難な場合には、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。

第10条 第5条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めることができる。

例：たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等

附 則

この基準は、平成23年4月1日以降に掲載する有料広告の募集に対して申込みのあったものの審査から適用する。